

2016年度特別研究期間 研究成果概要

所属・職・氏名： 司法研究科・教授・川崎 英明

研究課題：刑事司法改革の課題と理論

研究期間：2016年4月1日～2017年3月31日

研究成果概要（日本文（全角）の場合は2,000字程度）

1999年に設置された司法制度改革審議会が主導した司法制度改革に始まる一連の刑事司法改革の動きは、2016年刑事訴訟法等改正に至って一応の終着点に到達したと見てよい。この間の一連の刑事訴訟法改正によって、1948年公布の現行刑事訴訟法（昭和刑事訴訟法）はその姿を大きく変えた。一部改正の積み重ねではあったが、この一連の改正を経た刑事訴訟法はもはや昭和刑事訴訟法というよりも、新刑事訴訟法であり、平成刑事訴訟法と呼ぶのがふさわしいかもしれない。

しかし、この間の刑事司法改革の原点に照らしてみるとき、平成刑事訴訟法がこの改革の原点に十分に答えたものとは必ずしも言い切れない。確かに、2016年刑事訴訟法等改正における全勾留被疑者に対する国選弁護人の保障や被疑者取調べの録音・録画制度の導入、あるいは検察官手持証拠一覧表の開示を含む証拠開示制度の改革などは、糾問的取調べ依存の調書裁判の抜本的改革の要求に応えた改革の制度の具体化だと評価はできるが、被疑者取調べの録音・録画制度は裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件に限定されたものである上に例外事由が曖昧で広範であるし、証拠開示制度の改革も、求められていた全面証拠開示の導入要求からすれば、ごくささやかな改革にとどまった。その一方で、捜査協力型協議・合意制度（司法取引的の制度）や刑事免責制度の導入、あるいは通信傍受（盗聴）の対象犯罪の拡大や秘密処分化の促進は、密室での被疑者取調べと供述調書の獲得を促進し容易化する制度改革であり、糾問的取調べ依存の調書裁判の改革に逆行する反改革の制度といわなければならない。確かに司法制度改革の成果とされる裁判員制度の導入は糾問的取調べ依存の調書裁判の克服に資する改革ではあったが、裁判員裁判対象事件は重大事件に限定されているのである。これに加えて、この間の刑事司法改革における犯罪被害者保護を標榜した刑事司法改革が被疑者・被告人の防御権を制約するものであったことを考慮すれば、平成刑事訴訟法に至る、この10数年間の刑事司法改革とは、反改革に強く傾斜した糾問主義的検察官司法再編の改革路線だったのではないかという疑念が払拭できない。

今回の特別研究においては、この10数年間の刑事司法改革をめぐる議論について、法制審議会特別部会の審議、国会の法案審議、そして学界での議論をつぶさに再検証することに力を注ぎ、この間の刑事司法改革が改革と反改革の二面性を備えた妥協的改革であり、その故に、弁護権を基軸とした憲法的刑事訴訟法理論に依拠して、糾問的捜査依存の調書裁判の抜本的改革を推進することにこそ刑事訴訟法学の課題を求めるべきことを確認した。このことを歴史的視角を基礎として多元的かつ体系的に論じたのが、著書『刑事司法改革と刑事訴訟法学の課題』（日本評論社、2017年3月刊）である。この著書は、全5章、全265頁に及ぶ。従来の刑事司法改革の研究では、個別の改革についてその是非と改革のあり方を論ずる研究がほとんどであったが、その中で、昭和刑事訴訟法の70年間の問題状況と課題に対する歴史的考察の下で、ア

アメリカ合衆国における誤判問題とその克服に向けた刑事司法改革の動きを視野に入れつつ、この10数年間の刑事司法改革の意義と限界、そして改革課題を総体として、大きな視野から体系的に検討し、それを前提として、現代刑事訴訟法学の理論的実践的課題を解明した点に、この著作の独自性と意義があるものと考えている。特別研究のほとんどは、この著書をまとめ、検証する作業に費やされた。なお、2016年刑事訴訟法改正に至る刑事司法改革の本来の焦点は(大阪地検・特捜検事の証拠改ざん事件を契機とした)検察制度改革にあったはずだが、検察の組織改革の議論は十分には進まなかった。その中で、上記の私の著書は検察制度改革の課題にも論及し、検察審査会制度の改革を通して検察制度改革の課題を推し進めるべきことを主張している。上記著書には収録できなかったが、この問題を検討した論文(近刊)「検察審査会のはりきりすぎか」(後藤昭編『刑事司法を担う人々』シリーズ『刑事司法を考える』第3巻<岩波書店>所収)も今回の特別研究の成果の一部である。

この間の刑事司法改革では放置された改革課題に死刑制度という重大な問題がある。今回の特別研究ではこの問題にも取り組み、犯行時18歳の少年に死刑を言い渡した石巻事件(死刑確定)を素材として、量刑事実の誤認を再審理由に取り込む理論的可能性を検討した。特別研究の成果を基にして、誤った死刑から被告人を救済する再審の可能性を明らかにした論文を近い内に完成させたいと考えている。

(以上)